

道路交通法の一部を改正する法律（概要）

現状

70歳以上の免許保有者数・構成比の推移

	(H9)	(H19)	
高齢社会の進展に伴い、高齢運転者の割合は一層高まる傾向	保有者数 約276万人	約616万人	2.2倍増
	構成比 3.9%	7.7%	3.8%増

高齢者にとって自動車は日常生活における不可欠な移動手段

 **高齢運転者が安全な運転を継続できるような支援策の充実が必要**

高齢運転者標識制度の見直し

公布の日(4月24日)から施行

平成19年改正
(平成20年6月1日施行)

75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する際に
高齢運転者標識の表示を一律義務付け(罰則あり)

内容

75歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の一律義務付けに関する規定は、**当分の間、適用しないこととし、70歳以上75歳未満の者と同様に努力義務にとどめる(罰則なし)**。

高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

公布の日から1年以内に施行

内容

多くの高齢運転者等()が日常生活において利用する官公庁や福祉施設等の周辺の道路上に**高齢運転者等専用駐車区間**を設置

高齢者のほか、障害者、妊婦も含む。

高齢者等が運転しており、かつ、公安委員会が交付する標章を掲示した自動車に限り
駐車可

車間距離の保持義務違反に係る法定刑の引上げ

公布の日から6月以内に施行

内容

高速自動車国道等において十分な車間距離をとらずに走行している運転者に対する
罰則の引上げ

5万円以下の罰金



3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

地域交通安全活動推進委員の活動の追加

公布の日から6月以内に施行

内容

地域交通安全活動推進委員の活動に、「高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進」を追加